

平成28年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成28年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会
日時	平成28年8月19日(金) 午前9時半～正午
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	<p>(委員) 松岡会長 池田委員 居波委員 大杉委員 尾形委員 近藤委員 鈴木委員 吉田委員</p> <p>(事務局) 木村副市長 後藤参事 松井副課長 鶴谷係長 脇本主事 吉野主事 (実施機関) 総務部 総務課 総務係 小野係長 教育部 伊賀副部長 一貫教育課 市橋副課長 教育総務課 須原副課長 危機管理課 安留課長 大原主任</p> <p>(傍聴者) なし</p>
<p>平成28年度第1回個人情報保護審議会の開会に先立ち、副市長から各委員へ委嘱状の交付を行った。</p> <p>(1) 副市長から各委員へ委嘱状が交付された。</p> <p>(2) 副市長から挨拶が行われた。</p> <p>(3) 事務局から、事務局職員の紹介を行った。</p> <p>その後、会長の選出及び職務代理者の指名を行った。</p> <p>(1) 会長の選出 委員の互選により、松岡委員が会長となった。会長から就任に当たっての挨拶が行われた。</p> <p>(2) 職務代理者の指名 会長の指名により、池田委員が会長職務代理となった。会長職務代理から就任に当たっての挨拶が行われた。</p> <p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 平成27年度個人情報保護制度運用状況について(報告事項)</p> <p>イ 宇治市個人情報保護条例の一部改正について(報告事項)</p> <p>ウ 防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について(報告事項)</p> <p>エ 個人情報紛失事案について(報告事項)</p> <p>オ 京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入に係る個人情報の取扱いについて(審議事項)</p>	

(2) 資料説明

事務局から、平成27年度個人情報保護制度運用状況、宇治市個人情報保護条例の一部改正について、防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について、個人情報紛失事案について及び京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入に係る個人情報の取扱いについての資料の説明を行った。

3 報告事項 平成27年度個人情報保護制度運用状況について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。

(委 員) 件数が増えているが、特定の方からの請求が増えていることも原因であるのか。

(事務局) そうである。

(委 員) 例年どおりの請求がほとんどであるのか。

(事務局) そうである。

(委 員) 決定単位29番の開示しないこととした内容のうち、二次元バーコードと記載されているが、これはどういう意味か。

(事務局) 開示した文書の中に住民基本台帳カードが含まれており、その中に二次元バーコードが表示されていた。二次元バーコードから特定の個人に関する情報が読み取れるため、不開示としている。

(委 員) 時限秘の有無について、全て「無」となっているが、これはどういうことか。

(事務局) 一定の段階で開示できる情報であるならば、「有」となり得るが、不開示とした情報は個人情報等がほとんどであるため、該当しない。

(会 長) よろしいか。以上で本件報告事項は終了とする。

4 報告事項 宇治市個人情報保護条例の一部改正について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。なければ、以上で本件報告事項は終了とする。

5 報告事項 防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について

(1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの実施機関の説明について、質問はあるか。

(委 員) 撮影した映像はどのくらい記録されているのか。

(実施機関) データ量によって期間は変わるが、基本的には一週間程である。

- (委員) 撮影した映像の提供先の3件は、全て警察か。
- (実施機関) そうである。
- (委員) 事件の内容について、捜査関係事項照会書にはどの程度記載されているのか。
- (実施機関) 罪名等の記載はされておらず、犯罪があったということが記載されている。2件は窃盗であると聞いている。
- (委員) 残りの1件については、どんな犯罪が起きたのか把握していないということか。
- (実施機関) そうである。
- (委員) 警察から映像を必要とする理由について、詳細を確認した上で提供すべきではないのか。答申の文言はそうであったと思う。
- (委員) ☆印の箇所が最初に設置したカメラの場所か。
- (実施機関) そうである。
- (委員) 設置台数がかかなり増えていると思うが、設置している場所は犯罪の頻度が高いところか。
- (実施機関) 警察から情報を取得して設置場所は決定しており、交通事故の発生が多いところに設置している。
- (委員) 捜査関係事項照会書の内容は、詳細に記載した上で提出させるべきであると思う。捜査のために利用するのかどうかもわからない。
- (委員) 具体的にはどのような記載であるのか。
- (実施機関) 提供を希望する撮影日時及び撮影場所について記載されているが、理由については明記されていない。
- (委員) それでは利用目的も把握できないため、提供してはいけないのではないか。
- (委員) 事件の詳細については記載できないことはわかるが、せめてどのような事件があって、こういう映像が必要だということは伝えてもらうべきではないか。
- (委員) 被疑者の個人の氏名を聞く必要はないのだから、事件の内容くらいは聞けるのではないか。
- (実施機関) 今後、捜査関係事項照会書の内容については、注意しようと思う。
- (委員) 法令等に基づく照会であるためには、捜査であることが必要である。
- (委員) 取扱い上、提供の根拠としては不十分ではないか。
- (委員) 設置場所は宇治市が決めているのか。
- (実施機関) そうである。当初は駅前を中心に設置を考えていたが、駅前ではなくても、交通量の多いところ等にも設置している。
- (委員) 当初、設置の際に目的としていたのは、カメラの設置により、人目を気にするようになることで、窃盗等の犯罪を防止するものではなかったか。確かに、広い範囲で見れば交通事故を防ぐことにも繋がるかもしれないが、交差点にカメラが設置されていることで、犯罪が減るかという疑問も残る。
- (実施機関) 被疑者の逃走経路を確認する目的もある。

- (委員) 逃走経路の確認については、捜査協力である。
- (委員) それならば犯罪防止の意味もわからなくはないが、当初想定していた目的を達成するための設置であるとは言い難い。あくまで意見であるが、今後設置場所を検討する際には、今の意見を検討してほしい。
- (会長) よろしいか。以上で本件報告事項は終了とする。意見がいくつか出たため、実施機関は意見を踏まえて検討してほしい。

6 報告事項 個人情報紛失事案について

- (1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。
- (2) 質疑応答
- (会長) ただいまの実施機関の説明について、質問はあるか。
- (委員) ファイルの入っていたカゴとはどういうものなのか。
- (実施機関) プラスチック製のカゴである。
- (委員) 図工評価のためにそのカゴを持っていく必要があるのか。カゴの中には他の教科の評価内容も含まれているのか。
- (実施機関) 他の教科の評価内容や、その他資料も含まれている。担任が教室を移動するときは、カゴごと持っていくことが多いが、使用する教科のみ持っていくべきであった。
- (委員) 必要なものとそうでないものを切り分けるべきである。
- (委員) 紛失に気づくまで時間がかかっている。これはどういうことか。
- (実施機関) テストの点数等を評価資料に書き込んでいくことになるが、担任も業務が多忙であったため、なかなか評価資料に書き込む時間がなく、評価資料を使うタイミングになって初めて紛失に気づいたとのことであった。
- (委員) そうであるならば、やはり移動の際に持っていく必要はなかったのかなと思う。
- (委員) 個人情報とは関係ないと思うが、評価資料を紛失して、成績はどのようにつけたのか。
- (実施機関) 評価資料に転記する前のメモ書きやテストの点数はあったため、それに基づき評価を行った。
- (委員) 紛失に気づくまでの期間が空いているのがやはり気になる。日頃から用いているものではないようにも思える。
- (実施機関) 実際、評価資料はほぼ毎日使用するものであるが、本件についてはテスト期間でもあったため、紛失から次に使用するまでの期間が空いてしまったとのことであった。
- (委員) 評価資料は施錠されたところで保管することになっているが、その確認は各担任に任せているということか。
- (実施機関) そうである。教育委員会の各学校への指導としては、日々つけている評価資

料について、記録したものは保管用のファイルに綴じて施錠されたところに保管し、授業ごとに持参するファイルには、新しく記入するための評価資料のみを持っていくよう伝えている。

(委員) 各担任の机の中等に、生徒の成績等の個人情報が保管されているということか。

(実施機関) 各担任が成績評価を行うためのメモ書きなど、整理されていない文書については保管されている。

(委員) それが普通であるか。

(委員) 学校現場では、取り扱う文書には個人情報が含まれているものが非常に多く、全てを施錠されたところに保管することは大変であると思うが、紛失事案が生じている以上、問題解決に取り組んでいただきたい。

(会長) よろしいか、以上で本件報告事項は終了とする。

7 審議事項 京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入に係る個人情報の取扱いについて

(1) 実施機関及び事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会長) ただいまの実施機関の説明について、質問はあるか。

(委員) 災害時に用いることはわかるが、常時他の市町村が宇治市のデータを閲覧できるということなのか。

(実施機関) 他の市町村が閲覧できることはない。災害時にシステムの利用が必要であるという判断をした場合、用いることになる。

(委員) 共同システムを利用するのはどうしてなのか。

(実施機関) 京都府内の市町村が同じシステムを利用するという意味であり、データを共有するわけではない。システムを宇治市単独で開発しようとすると費用も高額になる。また、宇治市で災害が発生した場合、他の市町村も同じシステムを利用していけば、宇治市に応援職員として他の市町村の職員が派遣された際に迅速に対応できるというメリットがあるため、今回導入を考えている。

(委員) 諮問の内容についてであるが、これまでに災害が生じた際は、罹災証明書の発行に税情報を利用していなかったということか。

(実施機関) 平成24年に起きた南部豪雨災害の際には、個人情報の目的外利用の例外類型事項04に該当すると判断をしたが、今回システムを導入するに当たって、04のままでも問題がないのか等も含めて諮問を行っている。

(委員) 宇治市専用のサーバには、災害時に住民基本台帳のデータ及び税情報を取り込むのか。それとも、常時接続できるような状態にするのか。

(実施機関) 基本的には災害時に取り込むことを検討しているが、システムを導入するに当たってはテストを実施する必要もあるため、常時接続ではないが災害時以外

にも取り込む必要があると考えている。

(委員) 罹災証明書の発行と税情報との関係であるが、家屋に関するどのような情報が必要であるのか。

(実施機関) システム上、入力すべき項目がいくつかあり、それに沿って必要な税情報を取り込む予定である。罹災証明書の発行に必要な範囲で利用する。

(委員) 熊本で生じた地震の際に、罹災証明書の申請に対して発行が追いつかなかったという話を聞いたことがある。このシステムを導入することで、そのような問題にも対処できるのか。

(実施機関) 罹災証明書を迅速に発行することが、被災者の生活の再建に繋がるため、このシステムを利用することで対処できるようになると考えている。

(委員) 他市町村の職員が宇治市のデータにアクセスできるようになるということか。

(実施機関) 他市町村がシステムを利用して、宇治市のデータを利用することはできない。宇治市の応援職員として派遣された方に対して、アクセスする権限を付与して、宇治市でシステムを利用してもらう。

(会長) よろしいか、以上で実施機関への質疑応答は終了とする。

(3) 審議

(会長) それでは、審議に移る。答申の方向性及び概要の決定に移る。

(委員) 平成24年南部豪雨災害のときに整理はしたが、今回システムを導入するに当たって、改めて整理したいということか。

(事務局) 当時は目的外利用の例外類型事項04で整理をしたが、今回システムを導入するに当たって、このまま04の整理でよいのか、新たに例外類型事項を追加するのかについて審議していただきたいとのこと。

(委員) 今回のシステムの導入についても、04でよいのではないか。個別に検討すべきであるのか。

(委員) 14も近い気がする。

(委員) 14は避難支援であるから、該当はしないのではないか。

(委員) 04は目的外利用の範囲が広いので、該当しそうである。

(委員) 空き家条例の時はどうしたか。

(事務局) 04には該当しないということで、この審議会で例外類型事項を新たに追加した。

(委員) 例外類型事項をどんどん増やしていくというのもどうなのか。

(委員) 一方で、04の範囲が広いため、個別に例外類型事項を追加すべきとも思う。

(会長) 全体の意見としては、目的外利用を認めはするが、例外類型事項04に該当すると審議会で判断するのか、又は新たに追加するというところでよろしいか。

(委員) 被災者の生活再建のためのシステムであるならば、04とは少し違う気もする。

(委員) 新たに追加するのであれば、この諮問書の内容のような答申になるのか。

- (委員) 体制を確立するために目的外利用するという事か。災害時における被災者の支援を実施する体制を確立するためにということである。理由としては諮問書の内容のとおりでないか。その場合だと、なぜ共同利用であるのかということに疑問が残る。
- (委員) 一度利用して、有効に活用しているという実績があるからではないのか。
- (事務局) 審議会で承認を受ければ、実施機関はすぐにでも利用を開始したいと考えている。
- (会長) 新たに追加すべきであるか、例外類型事項04に該当すると判断するのか。新たに追加すべきであるならば、総合支援協力体制の確立のためと理由を追加してもらう必要がある。
- (委員) 罹災証明書の発行に必要であるということをつけ加えるべきである。
- (委員) 資産税課が保有する個人情報について、全て必要であるのか。必要最小限でも可能であるのか。
- (委員) 「被災者台帳の作成のために、〇〇・〇〇・〇〇の個人情報を利用する。」と特定できるのであればそう答申に書くべきである。
- (事務局) 利用を考えている項目が多いため、答申では書ききることが厳しいように思える。
- (委員) 被災者台帳の作成については、災害対策基本法第90条第3項において、目的外利用することができるかとされている。しかし、罹災証明書の発行については、個人情報の利用について規定がない。この部分については例外類型事項で整理する必要がある。
- (会長) 例外類型事項に追加するのであれば、諮問書の内容を変更し、災害時における被災者の援護を実施する体制を確立するためとし、罹災証明書の発行に必要な範囲(限度)において、資産税課が保有する個人情報を利用することということによいか。個人情報の利用項目が多いということならば、必要な範囲(限度)ということによいと思う。
- (委員) 確かに、個人情報の利用の範囲を特定して答申に載せるのは厳しいと感じる。
- (委員) 空き家は個人情報の提供も含まれているから、範囲を制限しているが、これは内部での目的外利用であるから、必ずしも特定する必要はない。
- (委員) システムの新規導入であるので、現時点で全てを特定することも厳しい。
- (会長) よろしいか。審議会としては、例外類型事項に新たに追加することで、次回審議会において答申の内容について確認する。本件の審議については以上とする。

8 その他連絡事項等について

事務局から、その他連絡事項等について説明が行われた。

9 閉会

(会長署名)